

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	レセプト点検事務業務
委託業務場所	大津市中央四丁目 5 番 9 号 滋賀県国民健康保険団体連合会
概 要	国民健康保険における医療費の適正化並びに国保事務軽減と財政の健全化を図るため、レセプト点検の専門的な有識者が一括して点検事務を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	レセプト 1 件あたり 9 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央四丁目 5 番 9 号 〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会
契約相手方の選 定 理 由	滋賀県国民健康保険団体連合会は、県内市町の国保保険者等が共同して国保事業の目的を達成するために設立された公法人であり、当該業務を一元的に共同処理することによって業務の精度向上と迅速化並びに事務軽減が図られるため、同会を選定業者とするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。